

国土交通省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)
	区分	分野								
28	B 地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	都市再構築戦略事業における中心拠点区域の区域要件の見直し	社会資本整備総合交付金交付要綱において規定されている都市再構築戦略事業の中心拠点区域の要件について、人口集中地区内に限らず、立地適正化計画策定時の指標とした国勢調査において人口集中地区となっていた区域も認めるなど、対象区域の要件の取扱いを柔軟化すること。	本市には、中心的な図書館がないことが以前からの懸案でしたが、図書館建設を対象とした補助事業も無く、自主財源が乏しいことから事業は先送りされてきました。しかし、平成24年補正予算で図書館も対象施設となる「地方都市リノベーション事業」が創設されたことから、小出市街地に市民交流・賑わい創出のための地域交流センター及び図書館(教育文化施設)の複合施設の整備に向けて検討を始めました。その後、平成26年に事業名称が「都市再構築戦略事業」に改称され、立地適正化計画の作成が採択要件に加わったため、平成30年度の事業採択を目指し、魚沼市適正化計画を平成29年3月に策定しましたが、策定直後に平成27年国勢調査の結果が公表され、本市内の人口集中地区が消滅したことが明らかとなり、同事業を活用しての図書館(複合施設)の整備構想は断念せざるを得なくなりました。	全国的に首都圏及び大都市圏等への人口流出が進む中で、人口集中地区数も減少に転じており、今後は中小都市の中心市街地の再整備が必要になると想定されます。よって、地方中小都市における市街地再生の効率的な推進のために、人口規模に見合う基準及び地区の設定、人口集中地区回復のための施策展開等を求めるものです。	社会資本整備総合交付金交付要綱附属編第2編	国土交通省	魚沼市	

管理番号	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	団体名	支障事例	
28	高松市、熊本市	<p>○本市では、第2次都市マスタープランにおいて、人口減少・高齢化の進展が見込まれる中でも、長期的に都市活力を維持するため、コンパクトで持続可能な都市づくりに向けて、誰もが移動しやすく暮らしやすい都市を目指し、「多核連携都市」を都市構造の将来像として掲げている。</p> <p>具体的には、中心市街地及び15ヵ所の地域拠点に、商業・医療等の日常生活サービス機能を維持・確保することで、地域拠点を核とした複数の地域生活圏の形成を図り、それら中心市街地と地域拠点を利便性の高い公共交通で結ぶものである。</p> <p>一方で、医療施設等(立地適正化計画に誘導施設として位置づけられた施設)については、都市再構築戦略事業の中心拠点区域内でしか実施できず、特に郊外の地域拠点においては都市機能誘導区域に位置づけられている地域であっても人口集中地区に該当しない地域がある。このような地域拠点においても円滑な都市機能の導入、更新等を図り、生活サービスの維持・確保するためにも、対象区域の要件緩和を求めるもの。</p> <p>○本市は、将来の人口減少、超高齢化社会を見据え、平成30年3月に「立地適正化計画」を策定した。今後人口が減少し、人口集中地区の減少が予測されるため、社会資本整備総合交付金交付要綱において規定されている都市再構築戦略事業の中心拠点区域の要件について、立地適正化計画によって定めた、都市機能誘導区域を含むなど、柔軟な取扱いが望ましい。</p>	<p>○ 都市再構築戦略事業は、まちの拠点となるエリアへ医療等の都市機能を導入し、まちの活力の維持・増進、持続可能な都市構造への再構築の実現を図ることを目的とする事業である。</p> <p>○ したがって、まちの拠点となる区域に限定した支援を行うため、既に人口集積が図られている人口集中地区を要件としているところ。</p> <p>○ なお、平成30年度より制度を見直し、次の要件に合致する場合は、人口集中地区がない市町村であっても都市再構築戦略事業の実施が可能となっている。</p> <p>【要件】当該市町村の区域内に人口集中地区がなく、都市機能誘導区域の面積の市街化区域等の面積に占める割合が10%未満である場合</p>